

大 市 総 第 4 6 号
令和 3 年 7 月 2 0 日

大 村 市 議 会 議 長
大 村 市 議 会 議 員
大村市各行政委員会委員長 殿
大 村 市 監 査 委 員
各 報 道 機 関

大村市長 園 田 裕 史

市議会臨時会の招集について（通知）

このことについて、別紙（写）のとおり告示したので通知します。

大村市告示第211号

大村市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年7月20日

大村市長 園田裕史

- 1 招集日時 令和3年7月28日（水） 午前10時
- 2 招集場所 大村市議会議場
- 3 付議事件
 - 第54号議案 大村市税条例及び大村市都市計画税条例の一部を改正する条例
 - 第55号議案 土地の無償貸付について
 - 第56号議案 令和3年度大村市一般会計補正予算（第5号）
 - 報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）

第 5 4 号議案

大村市税条例及び大村市都市計画税条例の一部を改正する条例

(大村市税条例の一部改正)

第 1 条 大村市税条例（昭和 2 5 年大村市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 9 条の次に次の 1 条を加える。

(固定資産税の課税免除)

第 3 9 条の 2 公益上その他の事由により市長が課税を不適當と認める固定資産に対しては、固定資産税を課さない。

(大村市都市計画税条例の一部改正)

第 2 条 大村市都市計画税条例（昭和 3 5 年大村市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(課税免除)

第 2 条の 2 公益上その他の事由により市長が課税を不適當と認める土地及び家屋に対しては、都市計画税を課さない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 7 月 2 8 日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

固定資産税及び都市計画税の課税免除を行うため、この条例案を提出するものである。

第 5 5 号議案

土地の無償貸付について

次のとおり土地を無償で貸し付ける。

1 土地の所在地、地目及び面積（別紙図面の太線で囲んだ部分）

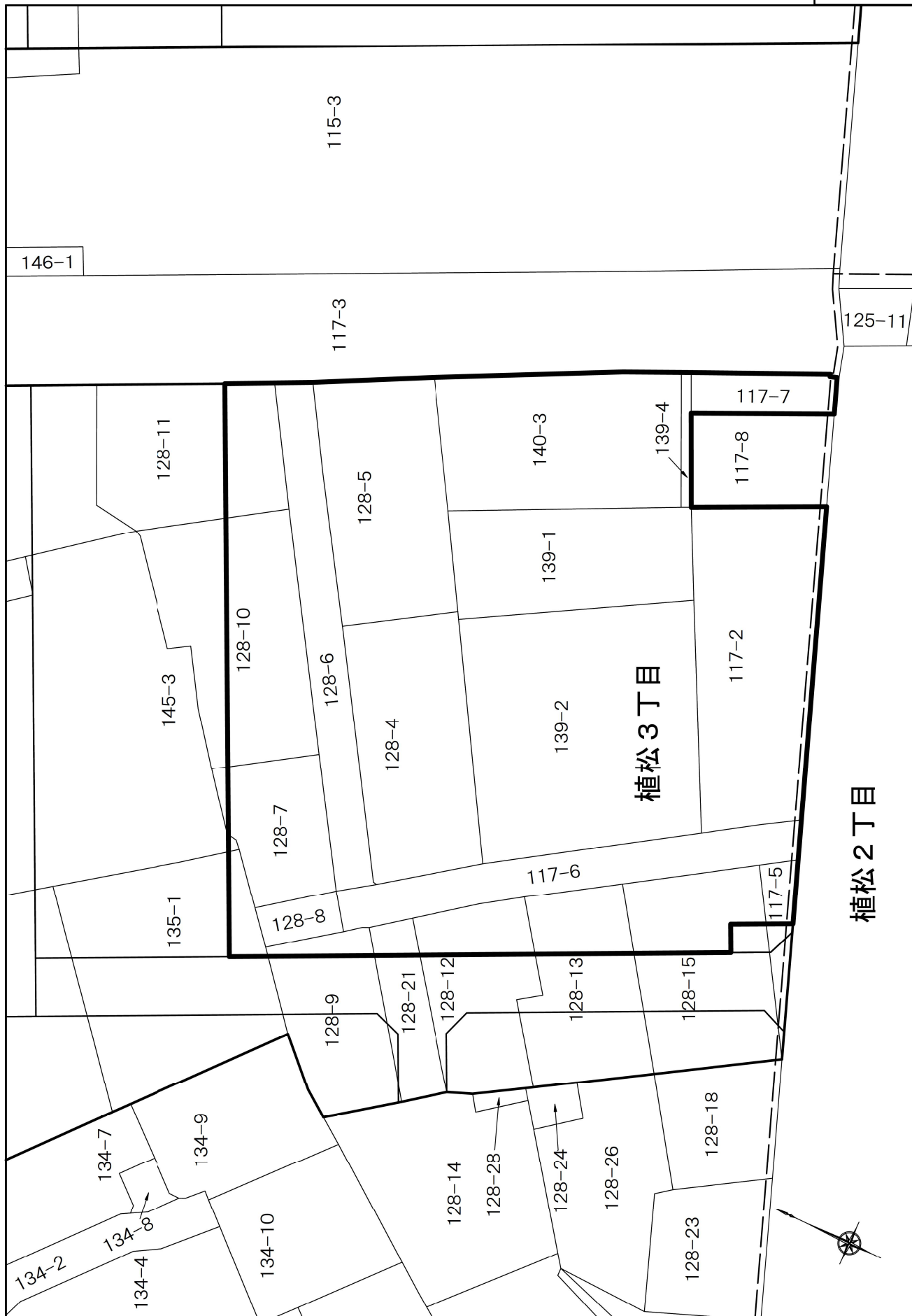
所在地	地 目	面 積
大村市植松 3 丁目 1 1 7 番 2	宅地	3, 4 2 3. 3 1 m ²
大村市植松 3 丁目 1 1 7 番 5 の一部	宅地	
大村市植松 3 丁目 1 1 7 番 6	公衆用道路	
大村市植松 3 丁目 1 1 7 番 7	宅地	
大村市植松 3 丁目 1 2 8 番 4	宅地	
大村市植松 3 丁目 1 2 8 番 5	宅地	
大村市植松 3 丁目 1 2 8 番 6	公衆用道路	
大村市植松 3 丁目 1 2 8 番 7 の一部	宅地	
大村市植松 3 丁目 1 2 8 番 8	公衆用道路	
大村市植松 3 丁目 1 2 8 番 9 の一部	宅地	
大村市植松 3 丁目 1 2 8 番 1 0 の一部	宅地	
大村市植松 3 丁目 1 2 8 番 1 1 の一部	宅地	
大村市植松 3 丁目 1 2 8 番 1 2 の一部	宅地	
大村市植松 3 丁目 1 2 8 番 1 3 の一部	宅地	
大村市植松 3 丁目 1 2 8 番 1 5 の一部	宅地	
大村市植松 3 丁目 1 2 8 番 2 1 の一部	公衆用道路	
大村市植松 3 丁目 1 3 5 番 1 の一部	宅地	
大村市植松 3 丁目 1 3 9 番 1	畑	
大村市植松 3 丁目 1 3 9 番 2	宅地	
大村市植松 3 丁目 1 3 9 番 4	宅地	
大村市植松 3 丁目 1 4 0 番 3	宅地	
大村市植松 3 丁目 1 4 5 番 3 の一部	宅地	

注 上記の土地は全て、新大村駅周辺土地区画整理事業区域内にあり、現在、土地
区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 9 8 条に基づき仮換地として指定さ
れているため、同法第 1 0 3 条に規定する換地処分により、一筆の土地となる予
定である。

- 2 無償貸付の理由 貸付の相手方が上記の土地に整備・運営を予定している立体駐車場は、新大村駅及び在来線駅の利用者並びに地域住民の利便性の向上に資するものであり、公共性が高いと認められるため、無償貸付とするものである。
- 3 無償貸付の相手方 福岡市博多区博多駅前三丁目 2 5 番 2 1 号
九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 青柳 俊彦
- 4 無償貸付の期間 令和 3 年 8 月 1 日から令和 3 4 年 1 2 月 3 1 日まで

令和 3 年 7 月 2 8 日提出

大村市長 園 田 裕 史



報告第9号

専決処分の報告について

市道上の自動車破損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和3年7月28日提出

大村市長 園 田 裕 史

専決第8号

専 決 処 分 書

市道上の自動車破損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第3号及び第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年7月16日

大村市長 園 田 裕 史

1 損害賠償の額 51,810円

2 損害賠償の相手方

